

許諾推定規定についての意見

一般社団法人日本写真著作権協会
常務理事 瀬尾太一

(全体的な方向性について)

放送の同時配信を実現するにあたって、許諾推定規定を導入することによって、円滑かつ迅速な権利処理が行われ、放送局が積極的に取り組むことができるようになることについては、促進する方向が肯定される。なぜなら、権利者にとっても、放送に関する著作物の利用機会が拡大し、経済的にも、表現の拡散という意味でも好ましいと考えられるからである。また、許諾推定規定のみならず、ほかの施策を複合させて、権利者の権利を実質的に切り下げることなく、速やかな同時送信の実現をすることも重要であろう。

(借用素材について)

同時送信の迅速な実現を妨げる要素として、写真や映像、記事、絵画等の借用素材の許諾が挙げられている。これについては、当該分野の集中管理体制が未整備であり、放送とは別に送信するための許諾を得るには、労力が必要であることは確かであろう。

しかし、この点について次のような見解がある。

まず第一に、放送での利用に際して、契約を交わして上記のような借用素材は利用されることが一般的である。たとえば写真分野において、フォトライブラリーとの契約によって写真は利用されることが多いだろう。このような場合には、当初契約の時点で放送での許諾とともに、同時送信の許諾について契約することが可能である。つまり、これまで通り、放送利用にあたって契約を行う場合には、送信についても契約に含めることは容易であり、障害となるものではない。単純に拡張した契約を行えばよいと思われるのだが、いかがであろう。

上記のような許諾について、何らかの事情から、もし放送に関する許諾のみで、同時送信の許諾を得られていないために利用が妨げられているという問題があるとすると、このような場合に許諾の推定によって利用を促進することは有効だと考えられる。ただし、利用が先行して、使用料の額を決定することが後に来るために、対価を軽減するための目的で許諾の推定を使うなど、権利者の権利を害するような方向で制度が利用されていく可能性について懸念がある。あくまで、放送と送信については、適正な対価が支払われるべきだと考える。

三番目に考えられる状況として、一般視聴者からの投稿や SNS の記事、写真などを放送に利用する場合、その権利者との契約を進めることが困難であることが考えられる。このような場合については、許諾の推定によって迅速に利用可能とすることも重要であるが、そもそも権利者が不明となる場合も想定され、裁定制度の改善によって、利用することも

必要だと思われる。どちらにせよ、手続きが難しかったり、時間がかかったりしないよう、今回の検討の中で制度設計していくことが重要であろう。

(推定が覆る場合について)

推定が覆る場合については次の2項が重要だと考えられる。

① 権利者が拒否する意思を持っている場合

インターネットでの配信を、創作の考え方から拒否する創作者は一定以上存在する。これについては、著作者固有の権利として、拒否する権限を持つものである。許諾の推定において、このような主義主張を持った創作者の意志が、曲げられてしまうことについては大きな懸念がある。ここは過去に拒否の経緯があったものについては、新たな利用についても、拒否の意思があるものと推定することが妥当ではないか。ただし、明確に送信を拒否しているケースは、インターネットの普及と利用増加に伴って、減少していると考えられるため、インターネットでの放送等が一般化するにつれて、まれなケースとなっていくのではないかと。よって、現状から今後を俯瞰した場合、大きな障害にはならないと考えている。

② 対価が調整の幅を超えて協議不能な場合

対価が不満であることをもって推定が覆ることについては、二つの観点から考えることができる。ひとつは現在のマーケットが小さいことをもって対価を低水準にすることの正当性についてであるが、新しいマーケットについては、広告など営業的な改善によってマーケットの拡充を図り、適正な利用の対価を支払いつつ、収支が取れるよう努力すべきではないか。収支のアンバランスを著作権者のみに負担させることについては疑問がある。このため、権利者も理解を示す範囲はあり得ようが、例えば放送のみの場合とほぼ同額の対価で、同時送信を実現しようとすることは問題であろう。権利者、放送事業者が協力して、新たなマーケットの構築と拡充に取り組み、双方が満足する結果を得られるよう、密接な関係を構築していくことが重要だと思われる。双方の満足する結果とは、簡便な許諾の実現と適正な対価の支払いである。この取り組みが権利者と放送事業者の使用料をめぐる対立につながらないよう、双方の配慮を当初より望む。

(許諾の推定を及ぼす範囲について)

放送事業者からの意見において、許諾の推定を追っかけ、見逃しも含めることについての要望が見られるが、その期間などにおいて検討すべき事項が含まれているものの、同時配信を実現しながらも、追っかけ、見逃し等についてそれを排除することは、現実的ではないだろう。方向性としては、現在一般的に想定されている同時送信とともに実施されるサービスについて、範囲を設定する方向で検討することについては、肯定される方向性と考えられる。

また、その主体についてであるが、手足論として制作会社を考えるとすると、放送事業者が指示し、その管理下に置いてなされる制作であれば、許容されるのではないか。ただし、放送事業者はその制作を依頼するに当たり、管理を徹底することが前提となることは当然である。

(許諾の推定の遡及について)

遡及して推定することについては、過去には同時送信など、現時点で検討されているような伝達形態は一般化しておらず、その時の著作権が想定していない利用について、遡及して許諾を推定することとなり、不意打ちとなるため不適切ではないだろうか。

(最後に)

同時送信の実現については、情報が生活のインフラとなってきた現在、早期の実現が、社会的な急務であり、それは決して放送事業者、視聴者、権利者などにとっても、不利益をなすものではないことが明白だと思われる。ただその制度の組み立てにおいて、いくつかの論点があることも確かである。使用料についてもその水準は、許諾手続きにかかるコストとも合わせて検討されるべきであり、今後協議によって、方向性を見出すことが必要であろう。

このような状況の中、求められているのは、放送が配信分野に参入することでの広告収入を含めた新たなマーケットの開拓である。このようなマーケット拡大によって、簡便な許諾や収支の改善、適性な使用料など、すべてを満たす解が見いだされるのではないか。この制度改革によって、30年来議論されてきた放送と送信の融合が、実務的な意味において実現することになるのだろう。

著作権者においても、制度の構築に大きな期待をかけている。

以上